

## 第1条（保証者の保証）

保証者は、被保証者に対し、この保証約款に基づいて保証を行います。

## 第2条（保証期間）

この保証書に基づく保証期間は、原則として保証開始日から保証書記載の保険期間とします。

## 第3条（保証の内容）

保証者が、保証書に記載する保証対象となる部位の瑕疵によって次の各号に掲げる不具合等が生じた場合について、正常な状態に回復するための補修、取替等の工事を行います。

- (1) 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
  - (2) 雨水の侵入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
  - (3) 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと
  - (4) 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われること
- 2 前項の工事の対象には、瑕疵の原因となった保証対象部分のほか、当該瑕疵によって不具合等が生じた保証対象部分以外の部分を含みます。
- 3 前2項の規定にかかわらず、工事費用相当額の損害賠償金を支払うことによって工事に代えることができるものとします。
- 4 第1項の工事を行う場合で、居住者の移転が必要となるときは、工事期間中における仮住居費用および移転費用を支払います。

## 第4条（保証免責事由）

次の事由によって発生した不具合等については、保証者は保証の責任を負いません。

- (1) 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
- (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵
- (3) 虫食い・ねずみ食いもしくは住宅の性質による結露または瑕疵によらない住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・む

れ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由

- (4) 保証住宅の瑕疵に起因して生じた傷害・疾病・死亡・後遺障害
  - (5) 保証住宅の瑕疵に起因して生じた住宅以外の財物の滅失もしくはき損または住宅その他財物の使用の阻害
  - (6) 保証住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理（定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。）
  - (7) 保証者が不相当であることを指摘したにもかかわらず被保証者が採用させた設計・施工方法もしくは資材等の瑕疵、または保証者もしくは保証者の下請業者以外の者に被保証者が行わせた施工の瑕疵等のうち、それらの者の責めに帰すべき事由
  - (8) 引渡日以降に行われた住宅の増築・改築・補修の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
  - (9) 補修作業上の手ぬかりもしくは技術の拙劣または正当な理由のない補修の遅延
  - (10) 住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
  - (11) 戦争（宣戦の前後および開戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (12) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性
  - (13) 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 2 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）が直接的または間接的な原因となって、住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」といいます。）が生じた場合は、この被害に係る損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、住宅が滅失または損傷していない場合を除きます。）に対しては、保証者は保証の責任を負いません。